

徳島県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
加藤整形外科クリニック	徳島市仲之町三丁目三八―二	加藤 憲治	令和五年八月 十日